

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金交付要綱

(通則)

第1条 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この要綱の定めるところによる。ただし、この要綱の細部については、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金管理運営及び基金事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

(目的)

第2条 交付金は、福島県並びに双葉郡大熊町及び同郡双葉町（以下「県等」という。）に交付金を原資とした基金（以下単に「基金」という。）を造成し、基金の適正かつ効率的な運用を図るとともに、基金を活用することにより県等及び福島県からの補助を受けた福島県内の市町村が福島県内において生じた除去土壌等の中間貯蔵施設等の建設及び管理運営並びに同施設等への除去土壌等の収集及び運搬（以下「中間貯蔵施設等の建設等」という。）に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る幅広い事業（以下「基金事業」という。）を実施することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 環境大臣は、県等に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、基金事業を実施するための基金の造成に必要な経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。

(基金事業の対象)

第4条 基金事業の対象となる事業は、県等及び福島県からの補助を受けた福島県内の市町村が実施するものであって、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ふるさととの結びつきを維持するための事業
- 二 生活空間の維持・向上のための事業
- 三 風評被害緩和対策事業
- 四 人材育成・就業支援事業
- 五 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等事業
- 六 企業導入・産業活性化事業

七 福祉対策事業

八 地域活性化事業

九 前8号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設等の建設等に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る事業

2 基金事業の対象経費は、別表に定めるものとする。

3 次の各号に掲げる経費又は事業は、基金事業の対象とはならない。ただし、中間貯蔵施設等の建設等に伴う影響を緩和するために必要な経費又は事業として環境大臣が承認した場合は、この限りではない。

一 職員人件費その他地方公共団体の通常の行政運営に必要な経費

二 専ら個人又は法人の資産を形成するための事業（現金給付を含む。）

三 国庫補助事業等の地方負担分へ充当する事業

四 公債費

4 基金事業に要する経費は、総事業費（前項に定める経費は含まれない。）から寄付金その他の収入の額を控除した額とする。

5 基金事業は、中間貯蔵開始後30年以内において環境大臣が定める日までの期間において実施するものとする。

（交付の申請）

第5条 県等は、交付金の交付を受けようとするときは、様式第1による交付申請書に様式第2による執行計画書を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 環境大臣は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件を記載した交付金交付決定通知書を県等に通知するものとする。

2 前条の交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（交付の条件）

第7条 環境大臣は、前条第1項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる各号につき条件を附するものとする。

一 基金造成を中止し、又は廃止する場合においては、環境大臣の承認を受けなければならないこと。

- 二 基金造成が予定の期間内に完了しない場合又は基金造成の遂行が困難となった場合においては、速やかに環境大臣に報告してその指示を受けるべきこと。
- 三 実施要領の定めるところにより、基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項を公表すべきこと。
- 四 基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると環境大臣が認めた場合又は環境大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、実施要領の定めるところにより、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
- 五 前2号に掲げるもののほか、実施要領の定めに従い、基金事業を実施すべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 県等は、第6条第1項の通知を受けた場合において、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知のあった日から15日以内に交付金の交付の申請を取り下げることができる。

(交付金の支払)

第9条 県等は、第6条第1項の通知を受けた後、交付金の支払を受けようとするときは、様式第3による支払請求書を環境大臣に提出しなければならない。

2 環境大臣は、前項の支払請求書の提出があったときは、速やかに支払うものとする。

(実績報告)

第10条 県等は、交付金の交付を受け、基金の造成が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第4による基金造成実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。交付金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(交付金の額の確定)

第11条 環境大臣は、前条の報告を受けた場合には、基金造成実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金の造成が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、県等に通知するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定により県等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既に当該額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

3 県等は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 県等が交付金の交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 県等が交付金を第2条の目的以外の用途に使用した場合

三 前2号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、基金造成の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命ずるものとする。

3 県等は、第1項第1号又は第2号の規定による交付決定の取消しに関し、前項の規定により返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

4 第2項に基づく交付金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(状況報告)

第13条 県等は、実施要領の定めるところにより、基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金の実施状況を環境大臣に報告し、その内容を公表しなければならない。

2 県等は、前項の規定にかかわらず、環境大臣が特に必要と認めて要求したときは、遅滞なく環境大臣に状況報告をしなければならない。

(基金の完了報告)

第14条 県等は、計画されている基金事業が全て終了したとき又は基金事業の実施期間を経過したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第5による基金完了報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(基金の経理)

第15条 県等は、基金の経理について、基金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿及び証拠書類によって明らかにしておくとともに、その帳簿及び証拠書類について、会計年度ごとに整理し、基金を廃止した日の属する会計年度の終了後5年を経過するまでの間、保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年3月4日から施行する。

別表

経費区分	対象経費
事業費	① 工事費 ② 用地費及び補償費 ③ 調査設計費 ④ 設備費 ⑤ 調査費、広報費及び研修費 ⑥ 維持運営費 ⑦ 事業運営費 ⑧ 附帯雑費 ⑨ その他必要な経費として環境大臣が承認した経費
補助金	補助金
出資金	出資金
貸付金	貸付金
基金の管理運営及び基金事業の遂行に必要な事務費	一般事務費

様式第1（第5条関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

県等の名称及びその長の氏名 印

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金交付申請書

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金交付要綱第5条の規定により、上記交付金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付金申請額 金 円
2. 基金造成計画書（別紙1）
3. 添付書類
 - （1）歳入歳出予算（見込）書抄本（別紙2）
 - （2）基金に関し必要な事項を定めた条例、規則、その他の規定

（注）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とすること。

別紙 1

基金造成計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	円	
合計額		

1. 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。
2. 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

(注)

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とすること。

別紙2

歳入歳出予算（見込）書抄本

（県等の名称： ）

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款)		(款)		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)	()	
合 計	()	合 計	()	

様式第2（第5条関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

県等の名称及びその長の氏名 印

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金執行計画書

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金交付要綱第5条の規定により、上記交付金の申請書に併せて、下記のとおり提出します。

記

1. 基金の造成及び運用の方針
2. 基金事業の実施方針
 - (1) 現状と課題
 - (2) 基金事業の目的
 - (3) 想定される基金事業の内容及び経費
 - (4) 想定される基金事業の実施場所
 - (5) 基金事業の実施体制及び経費の使用方法
 - (6) 基金事業により期待される効果
 - (7) その他
3. 基金事業の工程表

(注)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とすること。

様式第3（第9条第1項関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

県等の名称及びその長の氏名 印

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金支払請求書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 支払請求金額（算用数字を使用すること。） 金 円
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とすること。

様式第4（第10条関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

県等の名称及びその長の氏名 印

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金造成実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 基金造成実績額 円
2. 基金造成実施状況調書（別紙1）
3. 歳入歳出決算（見込）書抄本（別紙2）

※ 基金の口座に係る金融機関の預金残高証明など、基金造成に係る金額等を確認できる証憑を添付すること。

（注）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とすること。

別紙 1

基金造成実施状況調書

基金の保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備考
		円		
合計額				

(注)

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とし、縦位置とすること。

別紙2

歳入歳出決算（見込）書抄本

（県等の名称： ）

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款)		(款)		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)	()	
合 計	()	合 計	()	

様式第5（第14条関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

県等の名称及びその長の氏名 印

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金完了報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受け、平成 年 月 日付け第 号をもって交付額の確定を受けた中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 基金の収支決算

(1) 収入の部 計	円
交付金	円
基金運用益	円
その他収入	円
(2) 支出の部 計	円
基金事業の総額	円
その他支出	円
(3) 基金の残高	円

2. 歳入歳出予算（見込）書抄本（別紙1）

※ 基金の口座に係る金融機関の預金残高証明など、基金の残高等を確認できる証憑を添付すること。

(注)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とすること。

別紙 1

歳入歳出決算（見込）書抄本

（県等の名称： ）

（単位：円）

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款)		(款)		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)	()	
合 計	()	合 計	()	